

一、最新中国法令

● 关于完善关联申报和同期资料管理有关事项的公告

- 【发布单位】国家税务总局
 【发布文号】国家税务总局公告 2016 年第 42 号
 【发布日期】2016-06-29
 【内容提要】该公告适用于 2016 年及以后的会计年度。主要内容包括：

明确关联申报的主体
实行查账征收的居民企业和在中国境内设立机构、场所并据实申报缴纳企业所得税的非居民企业，年度内与其关联方发生业务往来的，应当进行关联申报。
修订关联关系判定标准
(一) 一方直接或者间接持有另一方的股份总和达到 25%以上；双方直接或者间接同为第三方所持有的股份达到 25%以上。 <u>增加：两个以上具有夫妻、直系血亲、兄弟姐妹以及其他抚养、赡养关系的自然人共同持股同一企业，判定关联关系时持股比例合并计算。</u>
(二) 双方存在持股关系或者同为第三方持股，虽持股比例未达到本条第（一）项规定，但双方之间借贷资金总额占任一方实收资本比例达到 50%以上，或者一方全部借贷资金总额的 10%以上由另一方担保（与独立金融机构之间的借贷或者担保除外）。 <u>明确借贷资金总额占实收资本比例=年度加权平均借贷资金/年度加权平均实收资本。</u>
(三) 双方存在持股关系或者同为第三方持股，虽持股比例未达到本条第（一）项规定，但一方的生产经营活动必须由另一方提供专利权、非专利技术、商标权、著作权等特许权才能正常进行。
(四) 双方存在持股关系或者同为第三方持股，虽持股比例未达到本条第（一）项规定，但一方的购买、销售、接受劳务、提供劳务等经营活动由另一方控制。
(五) 一方半数以上董事或者半数以上高级管理人员（包括上市公司董事会秘书、经理、副经理、财务负责人和公司章程规定的其他人员）由另一方任命或者委派，或者同时担任另一方的董事或者高级管理人员；或者双方各自半数以上董事或者半数以上高级管理人员同为第三方任命或者委派。

一、最新中国法令

● 関連申告及び同期資料の管理関連事項の完備化に関する公告

- 【発布機関】国家税務総局
 【発布番号】国家税務総局公告 2016 年第 42 号
 【発布日】2016-06-29
 【概要】本公告は 2016 年度及びそれ以降の会計年度に適用する。主に以下の内容が含まれる。

関連申告の主体を明確にした
帳簿検査徴収が実施される居住者企業及び中国国内で機構、場所を設けており、且つ事実に基づき企業所得税を申告し納税する非居住者企業は、年度内に自社の関連者と業務取引が生じた場合、関連申告を行うものとする。
関連関係の判定基準を改正した
(一) 一方が他方の持分総額の 25%以上を直接又は間接的に保有する場合。双方ともが同一の第三者によって 25%以上の持分を直接又は間接的に保有されている場合。 <u>追加事項：夫婦、直系血族、兄弟姉妹及びその他養育、扶養関係にある二人以上の自然人が同一企業の持分を保有している場合で、関連関係の判定を行うとき、持分比率を合算する。</u>
(二) 双方が持株関係にある又は同一の第三者によって持分を保有されており、持分比率は本条第（一）号規定に達していないものの、双方間の貸借金総額のいずれか一方の払込資本に占める割合が 50%以上に達している場合、又は一方の借入金総額の 10%以上について他方が担保を提供している場合（独立した金融機関からの借入れ又は担保は除く）。 <u>「貸借金総額の払込資本に占める割合=年度加重平均借入金/年度加重平均払込資本」であることを明確にした。</u>
(三) 双方が持株関係にある又は同一の第三者によって持分を保有されており、持分比率は本条第（一）号規定に達していないものの、一方の生産経営活動は、他方が特許権、非特許技術、商標権、著作権などのライセンスを提供しないと正常に行うことができない場合。
(四) 双方が持株関係にある又は同一の第三者によって持分を保有されており、持分比率は本条第（一）号規定に達していないものの、一方の仕入れ、販売、役務の受け入れ、役務の提供などの経営活動が他方によってコントロールされる場合。
(五) 一方の半数以上の董事若しくは半数以上の高級管理職（上場会社の董事会秘書、經理、副經理、財務責任者及び会社定款規定のその他人員を含む）が他方によって任命若しくは委任派遣される場合、又は同時に他方の董事若しくは高級管理職を務める場合。又は双方各自の半数以上の董事若しくは半数以上の高級管理職が同一の第三者から任命若しくは委任派遣される場合。

<p>(六) 具有夫妻、直系血亲、兄弟姐妹以及其他抚养、赡养关系的两个自然人分别与待判定是否构成关联关系的双方因以上五种因素构成关联关系的，待判定的双方也构成关联关系。</p> <p>(七) 双方在实质上具有其他共同利益。</p> <p>增加：除上述第（二）项规定外，关联关系年度内发生变化，关联关系按照实际存续期间认定。</p>
<p>增加关联交易的种类</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 有形资产使用权或者所有权的转让 ▪ 金融资产的转让（新增） ▪ 无形资产使用权或者所有权的转让 ▪ 资金融通 ▪ 劳务交易
<p>明确国别报告的报送主体和报送内容</p> <p>存在下列情形之一的居民企业，应当在报送年度关联业务往来报告表时，填报国别报告：</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 该居民企业为跨国企业集团的最终控股企业，且其上一会计年度合并财务报表中的各类收入金额合计超过 55 亿元。 ▪ 该居民企业被跨国企业集团指定为国别报告的报送企业。
<p>修改同期资料的准备要求</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 同期资料分为主体文档、本地文档和特殊事项文档。 ▪ 主体文档应当在企业集团最终控股企业会计年度终了之日起 12 个月内准备完毕；本地文档和特殊事项文档应当在关联交易发生年度次年 6 月 30 日之前准备完毕。同期资料应当自税务机关要求之日起 30 日内提供。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.chinatax.gov.cn/...>

<p>(六) 夫婦、直系血族、兄弟姉妹及びその他養育、扶養関係にある二人以上の自然人がそれぞれ、関連関係の判定待ち状態にある双方と上述の 5 つの要素により関連関係を形成した場合、判定待ちの双方間でも関連関係が形成されることになる。</p> <p>(七) 双方が実質的にその他共同の利益を有している場合。</p> <p>追加：上述の第（二）号の規定のほか、年度内に関連関係に変更が生じた場合、関連関係は実際の存続期間に従い、認定する。</p>
<p>関連取引の種類を追加した</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 有形資産の使用権又は所有権の譲渡 ▪ 金融資産の譲渡（新規追加） ▪ 無形資産の使用権又は所有権の譲渡 ▪ 資金の融通 ▪ 役務取引
<p>国別報告の報告主体と報告内容を明確にした</p> <p>以下に列挙するいずれかの状況がある居住者企業は、年度関連業務取引申告表を提出する際、国別報告にも記入しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 当該居住者企業が多国籍企業グループの最終持株企業であり、且つ前会計年度の連結財務諸表における各収入金額の合計が 55 億円を超えている場合。 ▪ 当該居住者企業が多国籍企業グループによって、国別報告の報告主体企業に指定されている場合。
<p>同期資料の準備要求を改正した</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 同期資料は主体ファイル、ローカルファイル、特別事項ファイルに分けられる。 ▪ 主体ファイルは企業グループの最終持株企業の会計年度終了日から 12 ヶ月以内に準備を終えなければならない。ローカルファイルと特別事項ファイルは関連取引発生年度の翌年の 6 月 30 日までに準備を終えなければならない。同期資料は税務機関によって要求された日から 30 日以内に提供しなければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.chinatax.gov.cn/...>

● 关于对纳税信用 A 级纳税人实施联合激励措施的合作备忘录

【发布单位】国家发展和改革委员会等 29 部门
【发布文号】发改财金〔2016〕1467 号
【发布日期】2016-07-08
【内容提要】对税务机关公告发布的纳税信用 A 级纳税人，在项目审批、管理服务、环保、商务审批、融资授信、进出口等 18 个领域实施 41 项守信联合激励措施。包括：

- 建立行政审批绿色通道，根据实际情况实施“容错受理”等便利服务。

● 納税信用格付けランク A 級納税者に対して、インセンティブ合同措置を実施することに関する合作覚書

【発布機関】国家発展改革委員会など 29 部門
【発布番号】发改財金〔2016〕1467 号
【発布日】2016-07-08
【概要】税務機関の公告により公表された納税信用格付けランク A 級納税者に対して、プロジェクト管理、税収サービス、環境保護、商務審査許可、融資と信、輸出入などの 18 の分野で 41 項目の信用インセンティブ合同措置を実施する。具体的には以下の内容が含まれる。

- 行政審査許可の快速ルートを設置し、実情に応じて、「提出書類に一部不備があっても受理し、後日、足りない書類を提出させる」などの利便化を図るサービスを実施する。

- 享受税收服务方面的便利化措施。包括：增值税一般纳税人取消增值税发票认证等。
- 申请增值电信业务给予便利和优惠。
- 办理环境影响评价文件审批等环境保护许可事项，在同等条件下予以优先支持。
- 办理商务领域相关行政审批事项时，给予优先处理的便利政策，缩减办证的时间。
- 作为银行授信融资的重要参考条件。
- 适用海关进出口和出入境检验检疫方面的便利化措施。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2207862/content.html>

- 税收サービス方面で便利化措置を実施する（増値税一般納税者の増値税発票認証の廃止などを含む）。
- 付加価値電信業務の申請時に便宜、特惠を与える。
- 環境影響評価文書の審査許可などの環境保護許可手続きを行う際、同等条件にて優先的に取り扱う。
- 商務分野における行政審査許可手続きを行う際、便利化措置を実施して優先的に取り扱うことで、手続き時間を短縮する。
- 銀行の与信融資における重要な参考事項とする。
- 税関の輸出入・出入国検査検疫方面における便利化措置にも適用する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2207862/content.html>

● 重点行业挥发性有机物削减行动计划

【发布单位】工业和信息化部、财政部

【发布文号】工信部联节〔2016〕217号

【发布日期】2016-07-13

【实施日期】2016-2018

【内容提要】该计划提出：

目标
到 2018 年，工业行业 VOCs 排放量比 2015 年削减 330 万吨以上，减少苯、甲苯、二甲苯、二甲基甲酰胺（DMF）等溶剂、助剂使用量 20% 以上，低（无）VOCs 的绿色农药制剂、涂料、油墨、胶粘剂和轮胎产品比例分别达到 70%、60%、70%、85% 和 40% 以上。
主要任务
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 实施原料替代工程 ▪ 实施工艺技术改造工程 ▪ 实施回收及综合治理工程

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.miit.gov.cn/n1146295/n1652858/n1652930/n3757016/c5137974/content.html>

● 重点業種揮発性有機化合物削減行動計画

【発布機関】工業情報化部、財政部

【発布番号】工信部聯節〔2016〕217号

【発布日】2016-07-13

【実施日】2016-2018

【概要】本計画では以下の通り提起している。

目標
2018 年までに、工業業種における VOCs の排出量を 2015 年よりも 330 万トン以上削減し、ベンゼン、トルエン、キシレン、ジメチルホルムアミド（DMF）などの溶剤、助剤の使用量を 20% 以上減らし、低（無）VOCs の環境に優しい農薬製剤、塗料、インク、粘着剤、タイヤ製品の割合がそれぞれ 70%、60%、70%、85%、40% 以上に達するようにする。
主な任務
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 代替原料事業を実施する ▪ 工程技術改造事業を実施する ▪ 回収及び総合整備事業を実施する

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.miit.gov.cn/n1146295/n1652858/n1652930/n3757016/c5137974/content.html>

● 上海市经营性用地和工业用地全生命周期管理土壤环境保护管理办法（上海）

【发布单位】上海市环境保护局、上海市规划和国土资源管理局

【发布文号】沪环保防〔2016〕226号

【发布日期】2016-07-13

【实施日期】2016-07-01（有效期 5 年）

【内容提要】土地储备、出让、收回、续期前，土地使用权人应组织完成土壤环境调查评估，并向环保部门申请。经认定存在污染并且需要治理修复的，应承担土壤环境修复的责任和费用，治理修

● 上海市經營性用地と工業用地の全ライフサイクル管理・土壤環境保護管理弁法（上海）

【発布機関】上海市環境保護局、上海市計画・国土资源管理局

【発布番号】滬環保防〔2016〕226号

【発布日】2016-07-13

【実施日】2016-07-01（有効期間 5 年）

【概要】土地の備蓄、払下げ、回収、期間更新を行う前に、土地使用者は、土壤環境調査評価を実施し完了してから、環境保護部門に申請しなければならない。汚染されていると認定され、整備・修復する必要がある

复达到环保要求。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.sepb.gov.cn/fa/cms/xxgk//AC45/AC4502000/AC4502001/2016/07/93151.htm>

● [关于拓展网上办税服务厅涉税事项办理服务的通知（上海）](#)

【发布单位】上海市国家税务局、上海市地方税务局
【发布文号】沪国税发〔2016〕92号
【发布日期】2016-07-06
【内容提要】对于增值税发票核定等41项常用事项，企业可以在网上办理。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.shanghai.gov.cn/nw2/nw2314/nw2319/nw12344/u26aw48045.html>

● [江苏省工伤职工劳动能力鉴定管理办法（江苏）](#)

【发布单位】江苏省人力资源和社会保障厅等4部门
【发布文号】苏人社规〔2016〕2号
【发布日期】2016-07-11
【实施日期】2016-09-01
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.jshrss.gov.cn/sy/zcfg/201607/t20160715_198926.html

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、最新资讯

● [2016年上半年中国吸收外资情况](#)

2016年上半年，全国新设立外商投资企业13402家，比去年同期增长12.5%。从行业来看，高技术服务业和高技术制造业吸收外资增长，高技术服务业增幅较大。其中，信息技术服务、数字内容及相关服务、研发与设计服务和医药制造业、医疗仪器设备及仪器仪表制造业实际使用外资涨幅较高。

2016年上半年，上海市吸收外资方面，自贸试

る場合、土壤環境の修復責任と費用を負ったうえで、環境保護要求を満たした状態になるまで整備・修復しなければならない。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。
<http://www.sepb.gov.cn/fa/cms/xxgk//AC45/AC4502000/AC4502001/2016/07/93151.htm>

● [オンライン税務取扱窓口の税務関連サービス拡張に関する通知（上海）](#)

【発布機関】上海市国家税务局、上海市地方税务局
【発布番号】滬国税発〔2016〕92号
【発布日】2016-07-06
【概要】増値税発票査定などの41項目のよく利用されている事項について、企業はオンライン上で手続きをすることができる。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。
<http://www.shanghai.gov.cn/nw2/nw2314/nw2319/nw12344/u26aw48045.html>

● [江蘇省勞災被災従業員の労働能力鑑定管理弁法（江蘇）](#)

【発布機関】江蘇省人的資源社会保障庁など4部門
【発布番号】蘇人社規〔2016〕2号
【発布日】2016-07-11
【実施日】2016-09-01
【法令全文】下記のURLをクリックしてください。
http://www.jshrss.gov.cn/sy/zcfg/201607/t20160715_198926.html

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内するURLは政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、新着情報

● [2016年上半年期の中国における外資導入状況](#)

2016年上半年期、全国の外資導入企業新設数は前年同期比12.5%増の13402社に達した。業種別に見ると、ハイテクサービス業及びハイテク製造業の外資導入が拡大し、ハイテクサービス業はやや大きな伸びを見せた。具体的には情報技術サービス、デジタルコンテンツ及び関連サービス、研究開発と設計サービス及び医薬品製造業、医療機器・設備及び計器製造業における実行ベースの外資利用がやや大きく上昇した。

2016年上半年期における上海市の外資導入方面にお

验区是吸收外资的主要区域，地区总部、研发项目增长较快。上半年新认定跨国公司地区总部 23 家（亚太区总部 8 家）、投资性公司 8 家、研发中心 6 家。截至 06 月底，外商在上海累计设立跨国公司地区总部 558 家（亚太区总部 49 家）、投资性公司 320 家、研发中心 402 家。

（里兆律师事务所 2016 年 07 月 15 日编写）

三、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- [高尔夫球场会员权案件](#)
- [债权回收案件](#)

いては、自由貿易試験区が主な外資導入先であり、地域本部、研究開発プロジェクトに関する外資導入がやや急速に増加した。上半期に新たに認定された多国籍会社の地域本部は 23 社（アジア太平洋本部 8 社）あり、投資性会社は 8 社あり、研究開発センターは 6 社ある。6 月の時点で、外国人投資家が上海で設立した多国籍会社の地域本部は累計で 558 社（アジア太平洋本部 49 社）あり、投資性会社は累計で 320 社あり、研究開発センターは累計で 402 社ある。

（里兆法律事務所が 2016 年 7 月 15 日付で作成）

三、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- [ゴルフ場会員権案件](#)
- [債権回収案件](#)